

奈良県防犯モデルマンション登録事業規程

(平成19年6月14日 公布第14号)

(平成22年6月2日 公布第24号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人奈良県防犯協会(以下「本会」という。)が、防犯モデルマンションについての調査研究及び審査登録を行い、マンションにおける防犯環境を整備し県民の防犯意識の高揚、犯罪の予防等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンションとは、原則として3階建て以上の共同住宅をいい、分譲、賃貸を問わない。
- (2) 防犯モデルマンションとは、環境そのものを犯罪等に強い構造にするための防犯対策を取り入れたマンション、犯罪等が起りにくく当該マンション住人による地域コミュニティが深められるようなマンション及びその成果を近隣住宅にも波及させていくことが可能なマンションをいう。

第2章 防犯モデルマンション審査委員会

(審査委員会)

第3条 本会に防犯モデルマンションの調査研究及び審査・登録を行うため、防犯モデルマンション審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 必要により委員会に専門部会を設けることができる。
- 3 委員会の事務は、本会事務局で行う。

(委員会の構成)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 本会の役員及び事務局員 若干名
- (2) マンション防犯建築の知識を有する一級建築士及び防犯設備士 若干名
- 2 前項の委員は、本会会長が委嘱する。ただし、前項第2号の委員は、原則として協力団体の推薦を受けるものとする。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者を招致して広く意見を求めることができる。

(委嘱状及び防犯モデルマンション審査委員証)

第5条 本会会長は、前条の規定により委員を委嘱する場合は、委嘱状(様式第1号)及び防犯モデルマンション審査委員証(様式第2号。以下「審査委員証」という。)を交付する。

- 2 委員は、審査委員証を亡失し、又は棄損したときはすみやかに本会会長に申し出て、再交付を受けるものとする。
- 3 委員は、その職を失ったときは、審査委員証を本会会長に返納しなければならない。
- 4 委員は、第11条の審査において、現地審査を行う場合は、審査委員証を携帯し、身分

を証明する必要があるときは、これを提示しなければならない。

(委員長)

第6条 委員長は、本会の役員の中から選出する。

2 委員長は、本会を統括する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の要請を受けた委員が職務を代行する。

(委員の任期)

第7条 委員長及び委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 任期の途中で退任した委員の補欠として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第8条 委員会は、必要の都度、委員長がこれを召集する。

(定足数及び議決)

第9条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数により決する。

3 賛否同数のときは、委員長がこれを決する。

第3章 防犯モデルマンションの審査

(審査の申請)

第10条 防犯モデルマンションの審査は、奈良県下に建築又は建築予定の新築若しくは既存マンションで審査登録申請のあった物件について行う。

2 審査を受けようとする者は、奈良県防犯モデルマンション審査・登録申請書(様式第3号)に必要書類及び審査手数料を添えて本会に申請するものとする。

3 第2項に掲げる申請書類は、正副2通を提出するものとする。

4 本会は、審査の申請があったマンションで防犯対策の未整備その他審査対象として適格性を欠くと認められる物件については申請を受理しないものとする。

5 審査手数料は、別に定める。

(審査)

第11条 委員会は、申請のあったマンションについて登録の適否を審査する。

2 審査に当たっては、次の各号を考察して登録の適否を判断するものとする。

(1) 別に定める奈良県防犯モデルマンション審査基準に適合すること。

(2) 申請しようとするマンション内に管理組合が結成され、管理組合を中心とした居住者による自主防犯活動が推進されると認められること。

(3) 書類による事前審査の結果、前各号に適合していると認められる場合は、書類審査適合証(様式第4号)を交付することができる。

第4章 防犯モデルマンションの登録等

(登録)

第12条 委員会において審査の結果、登録に該当すると認めたマンションについては、被登録者から登録料が納付された後、本会会長が推薦書(様式第5号)、登録証(様式第6号)を交付し、奈良県防犯モデルマンションとして登録するとともに、本会ホームページにより広報するものとする。本会に奈良県防犯モデルマンション登録簿(様式第7号)

を備え付け、登録を行った奈良県防犯モデルマンションについて登載するものとする。

2 登録料は、別に定める。

(登録証の有効期間)

第13条 登録証の有効期間は、登録証を交付した日から起算して、5年間とする。

2 防犯モデルマンションの登録の更新を希望する者は、当該登録の有効期間が満了する3ヶ月前までに更新申請をすることができる。更新申請については、第3章の規定を準用する。

(被登録者の遵守事項)

第14条 被登録者は、次に掲げる遵守事項を誠実に遵守しなければならない。この場合、誓約書(様式第8号)を提出するものとする。

(1) 被登録者は、委員会が行う防犯モデルマンションに関する調査に協力すること。

(2) マンション居住者による自主的な防犯活動が行われるよう努めること。

(3) 本会が実施する防犯活動に際し、可能な範囲内において協力すること。

(4) 登録したマンションに関し、火災による焼失、災害等による損壊等、その機能に変更があったときは、速やかに届け出をすること。

(登録の取消し)

第15条 委員会は、登録した防犯モデルマンションの構造、仕様、防犯設備等に変更があるなど、審査時における基準に適合しなくなったときは、登録を取り消すことができる。

第5章 雑則

(守秘義務)

第16条 防犯モデルマンション審査に関与した者は、審査上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(備付け簿冊)

第17条 委員会に次に掲げる簿冊を備え、それぞれの期間保存するものとする。

(1) 奈良県防犯モデルマンション登録簿 永年

(2) 奈良県防犯モデルマンション審査・登録申請書 1年

(補則)

第18条 この規程の履行に必要な細部事項は、会長が別にこれを定める。

附 則

この規程は、平成19年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。